

盛岡地方振興局長告示第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条において準用する法第52条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業に係る換地計画の認可の申請を適当と決定した。

なお、法第96条において準用する法第52条の2第4項において準用する法第8条第6項の規定により、平成22年1月4日から同年2月1日まで関係書類を縦覧に供する。

平成21年12月25日

盛岡振興局長 望 月 正 彦

土地改良事業を行う者の名称又は氏名	地区名（工区名）	縦覧書類	縦覧場所
一本木土地改良区	留が森	当該決定に係る換地計画の写し	滝沢村役場